

法令等の周知義務（法第106条）

使用者に対し、労働基準法及び同法に基づく命令の要旨、就業規則、法に基づく労使協定及び裁量労働制にかかる委員会の決議内容を労働者に周知する義務が課されています。

次の事項を労働者に周知する

- (1) 労働基準法及び同法による命令等の要旨
- (2) 就業規則
- (3) 労使協定
 - ① 貯蓄金管理に関する協定（第18条）
 - ② 購買代金などの賃金控除に関する協定（第24条）
 - ③ 1か月単位の変形労働時間制に関する協定（第32条の2）
 - ④ フレックスタイム制に関する協定（第32条の3）
 - ⑤ 1年単位の変形労働時間制に関する協定（第32条の4）
 - ⑥ 1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定（第32条の5）
 - ⑦ 一斉休暇の適用除外に関する協定（第34条）
 - ⑧ 時間外労働・休日労働に関する協定（第36条）
 - ⑨ 代替休暇制度に関する協定（第37条）
 - ⑩ 事業場外労働に関する協定（第38条の2）
 - ⑪ 専門業者型裁量労働に関する協定（第38条の3）
 - ⑫ 年次有給休暇の計画的付与に関する協定（第39条）
 - ⑬ 年次有給休暇取得日の賃金を健康保険の標準報酬日額で支払う制度に関する協定（第39条）
 - ⑭ 時間単位年休制度に関する協定（第39条）
- (4) 企画業務型裁量労働省にかかる労使委員会の決議内容（第38条の4）

周知方法

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- ② 書面で交付する
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する